

産業廃棄物処理委託

(松ヶ崎浄水場)

特記仕様書

京都 市 上 下 水 道 局

1 作業の概要

本作業は、京都市上下水道局（以下「発注者」という。）水道部の松ヶ崎浄水場内に収集・仮置きされた産業廃棄物を発注者が別途契約する収集運搬業者が運搬し、それを受注者が適切に処理するものである。

なお、作業に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）を遵守のうえ行うものとし、受注者は本作業を第三者に再委託してはならない。

2 産業廃棄物発生場所

京都市左京区松ヶ崎中海道町9番地 松ヶ崎浄水場

3 完成期限

令和8年3月19日 とする。

4 予定数量

プラスチック、金属、陶器くず、木くず、油類を含む混合廃棄物 約10m³

5 提出書類

作業着手前

- (1) 現場代理人通知書・変更通知書 1部
- (2) 経歴書 1部
- (3) 委託料内訳書 1部
- (4) 産業廃棄物処分業許可証（京都市）の写し 1部
- (5) 労働者災害補償保険法の規定による保険加入証明書の写し又はそれに代わるもの 1部

作業完成後

- (1) 完成通知書 2部
- (2) 請求書 1部
- (3) その他必要書類等 1部

6 作業内容

(1) 搬入方法

発注者の事業所から搬出される産業廃棄物の搬入については、発注者が別途契約する運搬業者が、行うものとする。

(3) 処理方法

受注者は、搬入される廃棄物を適正に処理すること。

7 作業実施上の留意遵守事項

(1) 受注者は、発注者との連絡調整及び作業従事者の指揮監督を行わせるため、現場代理人を選任し、発注者の承諾を得なければならない。また、現場代理人を変更するときは、事前に発注者へ届け出ること。

(2) 受注者は、産業廃棄物の処理の際は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を運用しなければならない。運用に当たっては原則として電子マニフェストとする。なお、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の運用は協議のうえ、変更することができる。

紙マニフェストの場合、発注者（排出事業者）への報告は、マニフェストの提出をもってこれに代えることとする。

報告内容に疑義がある場合、発注者（排出事業者）から受注者へ確認を行うことがある。

8 秘密保持事項

受注者は、作業の遂行上知り得た秘密情報を他に開示及び漏えいしてはならない。また、履行期間終了後及び契約解除後も同様とする。

9 雜則

(1) 仕様書などに疑義がある場合は見積提出前に説明を受けること。

(2) 受注者は、委託契約書に基づき契約を解除した場合であっても、契約解除時点において、マニフェストを発行済みの廃棄物に関しては、処分までを完了させなければならない。

参考写真





